

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2009年度第5回常任委員会 議事録

1 日時：2009年8月31日（月）午後4時から午後6時まで

2 場所：東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 2 階 266 区 JPF 事務局

3 出席者の確認

常任委員会の成立要件である 3 分の 2 以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、
本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット：長有紀枝(常任委員会規約第10条5項に則り、第二部から出席)

NGOユニット：橋本笙子(常任委員会規約第10条5項に則り、第二部から出席)

外務省：川口三男

日本経団連：斎藤仁

財団：加藤広樹

学識経験者：石井正子

オブザーバー

外務省：須田

AAR：坪井

ADRA：了戒、石橋

BHN：山崎

GNJP：小泉、戸口

HuMA：徳光

JADE：丹野

JCCP：大上、松浦、江口

JEN：平野

JRCS：村上

KnK：佐々木

NICCO：折居

PARCIC：今尾

PWJ：山元

SCJ：三上、田沢、今福

WVJ：坂、加藤

トヨタ財団：大澤、西田

4 座長の選出

本会座長として、外務省川口氏を選出した。

5 第一部：審議事項

(1) 第一号議案：ミャンマー・サイクロン被災者支援にかかる事業計画の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

BHN：「地域一斉同報システム構築事業」（民間資金）

条件付承認。

(2) 第二号議案：イラク避難民人道支援（ヨルダン）の複数年対応方針について

審議の結果、助成上限額を6,000万円として3年目事業実施方針案を全会一致で承認した。

(3) 第三号議案：中国四川地震被災者支援にかかる事業中止の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

SCJ：「集団避難した子どもたちの真理社会的ケア事業（2期）」
承認。事業中止の理由は、支援地における例年にならぬ雨期の激しい降雨とインフルエンザ流行により現地行政当局の事業実施許可が出なかったため。なお、事業申請当時において事業許可取得見通しに特段の誤りが無かったと判断し、既に支出した助成金については返還を求めないこととした。

6 第二部：審議事項

(1) 第一号議案：2009年度第4回常任委員会議事録の承認

事務局より2009年度第4回常任委員会議事録（案）が上程された。審議の結果、同案をもって当該議事録とすることを全会一致で可決した。

(2) 第二号議案：JCCPのスーダン南部人道支援にかかる助成上限解除の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。当該事業の助成申請額をカバーするための助成上限額解除の要請がJCCPより出され、以下の条件を附したうえで助成ガイドライン細則2別表「備考」に基づいて、これを承認した。

（条件）2009年9月までの上限額を超えた金額は、10月に更新される2009年度助成上限（2009年10月～2010年9月）から減額することとする。

7 第二部：報告事項

(1) 事務局運営費の報告について

事務局より事務局運営費についての報告がなされた。

(2) 理事の退任について

事務局より、フィリップ・アヴリル氏が理事を退任する旨の報告がなされた。

8 第三部：審議事項

(1) 第一号議案：平和構築支援パイロット事業にかかる収支決算、ならびに残余金を緊急支援準備金に繰り戻すことの承認

審議の結果、本収支決算ならびに当該残余金4,546,947円を緊急支援準備金に戻し入れることを全会一致で承認した。

科目	金額	
収入の部		
1 寄付金収入		
緊急支援準備金より		
収入合計	23,950,684	23,950,684
支出の部		
1 助成事業		
NGO助成活動費	21,421,684	
同返還金	3,105,738	
2 JPF事業		
JPF事業費	2,529,000	
同返還金	1,441,209	
支出合計		19,403,737
収支差額		4,546,947

9 第三部：協議事項

- (1) 紛争による被災者支援の複数年事業実施の手続き（改定案）について
事務局より、紛争による被災者支援の複数年事業実施にかかる手続きについて、改定案の説明がなされ、これを了解した。

10 第三部：報告事項

- (1) 加盟団体の脱退について
事務局より、IPACが加盟団体から脱退する旨の報告がなされた。
- (2) 支援事業の概要報告について
スリランカ北部人道支援
以下の事業について概要報告がなされた。
・JCCP：「スリランカ北部における国内避難民のニーズ・アセスメントと緊急対応初動調査」（政府支援金）

ジンバブエ・コレラ被災者支援
以下の事業について概要報告がなされた。
・ADRA：「ジンバブエ・コレラ被災者支援初動事業」（政府支援金）
- (3) JPF設立10周年にむけた取り組みの進捗報告について
NGOユニットより、JPF設立10周年にむけた取り組みの進捗状況について報告がなされた。
- (4) 書面による報告について
事務局より、書面をもって以下の事項の報告がなされた。

政府支援金および民間資金財務状況の報告

企業との連携の報告

事業計画変更の報告

メール審議結果の報告

固定資産処理の報告

コア・チームの報告

JPF事務局審議結果の報告

終了報告書審議結果の報告

なお、終了報告書審議結果については、常任委員よりNGOユニットおよび事務局に対して以下の2点について状況の改善に努めるようコメントが付された旨、事務局より報告された。

・事業終了報告の遅さ

助成ガイドライン細則3によれば、「実施団体は、事業終了後は、その終了日から4ヶ月を目処に、別途定める要領6「終了報告要領」に従い、終了報告書を事務局へ提出する。」と定められているが、多くの事業において「4ヶ月を目処」とした報告が遵守されず、事業終了後長期間を経た後に終了報告書が提出されている。

・助成金未執行額の大きさ

多くの事業において、事業予算として助成された金額の未執行額が大きく、総助成額に占める返還金の割合が増加している。限られた資金の有効活用を妨げる要因となっており、何らかの対応が必要。

(5) 次回ならびに次々回常任委員会の開催日時・会場について

会場をJPF事務局とし、以下の日程で常任委員会を開催することとした。

2009年度第6回常任委員会：9月30日（水）16時より

2009年度第7回常任委員会：10月28日（水）16時より

以上